

随 意 契 約 理 由 書

1 工事（業務）名	震災資料保管庫来館者案内用動画制作業務
2 業 者 名	一般財団法人阪神高速道路技術センター
3 随意契約理由	
<p>本業務は、震災資料保管庫来館者案内用動画に係る企画・制作業務であり、その円滑かつ効率的な実施のためには、当社が所有する震災資料保管庫の活用や運営に精通した上で、当社の意図を的確かつ迅速に反映し、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図れることが必要である。</p> <p>一般財団法人阪神高速道路技術センターは、阪神高速道路などの建設・管理に関する総合的な調査研究・技術開発を行うことにより、道路事業の発展と都市機能の維持・増進に寄与することを目的として設立された団体であり、当社の耐震設計にかかる業務を複数受託するなど土木技術に深い知識を有している。また、約10年間にわたる震災資料保管庫の運営・管理を通じて、当社の震災復旧にかかる設計思想や震災資料保管庫運営ノウハウ及び来館者のニーズについて蓄積がなされている。</p> <p>なお、同センターは阪神高速道路に関する被災、復旧記録を後世に残すため、阪神・淡路大震災発生直後から、映像（ビデオ）や震災関係の記録図書の企画・編集・発行を受託しており、阪神・淡路大震災にかかる当社の被災状況から復旧、全線開通に至るまでの経緯等を網羅的に把握している。</p> <p>以上のことから、同センターはこれまでの業務遂行において蓄積した知見をベースに最も適切かつ合理的に案内用動画の企画・制作を行える者といえる。</p> <p>よって、同センターは、他者よりも本業務を適切かつ効率的に実施できるものと考えられるため、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定による随意契約とする。</p>	
<p>阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定による。</p>	